諮問庁：国土交通大臣
諮問日：令和８年６月２９日（令和８年（行情）諮問第８９５号）
答申日：令和８年１０月２６日（令和８年度（行情）答申第７１２号）
事件名：特定個人の相談に関連する報告書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年３月２６日付け特定文書番号により特定地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。また、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（１）審査請求の趣旨

原処分を取り消し、少なくとも以下の情報について部分開示を求める。

・本件に関する内部連絡、伝達記録、報告書

・指示系統及び意思決定過程に関する文書

なお、私（審査請求人）自身以外の個人を特定し得る情報については、黒塗り等の措置により非開示とすることに異議はない。

（２）審査請求の理由

ア　存否応答拒否の適用は不適切である

本件処分は、文書の存否自体を明らかにしない、いわゆる存否応答拒否によるものである。

しかしながら、国土交通省大臣官房人事課（以下「官房人事課」という。）は、審査請求人からの通報に対し、「特定地方整備局に伝達する」と明示的に回答している。

この事実は、本件に関して少なくとも

・通報の伝達

・それに付随する行政処理
が行われたことを示すものである。
　したがって、文書の存在を明らかにすること自体が個人の権利利益を侵害するとの前提は成立せず、本件における存否応答拒否の適用は不適切である。

イ　部分開示義務の不履行

　情報公開制度においては、非開示情報が含まれる場合であっても、それ以外の部分については開示する部分開示が原則である。
　本件において審査請求人が求めているのは、個別の被害内容や個人情報ではなく、
・通報後の対応プロセス
・指示系統
・意思決定過程
である。
　これらは個人情報部分を黒塗りで十分に開示可能であり、文書の存否自体を秘匿する必要はない。

ウ　行政運営の適正性に関する公益性

　本件は個人の問題にとどまらず、特定地方整備局および本省の対応の適正性に関わる問題である。
特に、
・通報への対応手続
・指示および情報共有の範囲
・関係者への配慮のあり方
は、行政の公正性および透明性の観点から高い公益性を有する。

エ　通報対応プロセスの検証必要性

　通報対応においては一般に、
・関係者への配慮
・不利益取扱いの防止
・情報管理の適正性
が求められる。
したがって、本件においても、
どの範囲で情報共有が行われ、
どのような指示系統のもとで対応がなされたのかという
プロセス情報の開示は不可欠である。

オ　一般的行政運用としての開示可能性

　仮に個別事案の詳細が非開示であるとしても、通報を受けた際に地方整備局へ伝達・照会を行い、地方整備局が必要な調査や対応を行いその結果を窓口である本省の大臣官房へ報告を行うこと自体は一

般的な行政運用であり、そのプロセスの存在は秘匿されるべきものではない。

したがって、本件においても、個人情報を除いた形でのプロセス情報の開示は可能である。

（３）結論

以上のとおり、本件非開示決定は違法または不当であり、少なくとも個人情報を除いた部分については開示されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求について

本件開示請求は、令和８年３月１９日付けで、法４条１項に基づき、処分庁に対して、別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、本件請求文書から別紙の２に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、本件対象文書について、法８条の規定に基づき存否応答拒否により、不開示決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和８年４月２３日付けで、処分庁経由で、国土交通大臣（以下「諮問庁」という。）に対し、本件審査請求を提起した。

２　審査請求人の主張

（上記第２の２と同内容のため省略）

３　原処分に対する諮問庁の考え方

本件開示請求は、特定地方整備局の特定事務所の課や職員に係る特定の内容（特定ハラスメント）に関する文書の開示を求めるものである。

本件対象文書における『本件開示請求書の１．請求する行政文書の名称等に記載されている「特定年特定事務所特定課の特定ハラスメント案件について」に関連する整備局内の報告書類や記録等、電子メール等を含む。』とは、本件審査請求人である「私」が、特定年特定事務所特定課の特定ハラスメント案件について、特定年月に官房人事課のハラスメント窓口におこなった相談・問い合わせに関連する整備局内の報告書類や記録等、電子メール等を指すものと解される。

本件対象文書は、特定地方整備局の特定事務所の課や職員の業務外に係る特定の内容（特定ハラスメント）の事実の有無を前提として作成・取得されるものであると認められることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定地方整備局の特定事務所に係る課や職員の業務外に係る特定の内容（特定ハラスメント）の事実の有無（以下、第３において「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

よって、本件存否情報は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、特定地方整備局の特定事務所に係る課や職員の業務外に係る本件存否情報を明らかにした場合、特定の内容（特定ハラスメント）に関する個人のプライバシーを侵害し、個人の権利利益を保護することができなくなるおそれがあると認められる。

本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、また、これを公にすることにより害されることとなる特定個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとは認められないことから、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

さらに、本件存否情報は、公務員である当該個人の職務の遂行に係る情報であるとはいえず、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

よって、本件存否情報を回答することにより、不開示情報を開示することになるため、法８条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした原処分は妥当である。

また、本件対象文書は、特定の個人が官房人事課のハラスメント窓口に相談・問い合わせ（以下、第３において「問い合わせ」という。）を行ったことを前提としている文書であることから、その存否を答えることは、特定個人が問い合わせを行ったという事実の有無（以下、第３において「当該事実」という。）が開示されることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

当該事実は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、法５条１号本文前段に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情も存しない。

よって、当該事実を回答することにより、不開示情報を開示することになるため、当該事実についても法８条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示となることは妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月２９日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年７月１３日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年９月８日　　審議
⑤　同年１０月２０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法５条１号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法８条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求

を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

（１）諮問庁は、上記第３の３において、本件開示請求は、特定個人が官房人事課のハラスメント窓口に相談・問合せを行ったことを前提として、当該問合せに関連する文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が問合せを行ったという事実の有無を明らかにするものと考えられ、当該情報は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する等説明する。

（２）当審査会において、諮問書に添付された開示請求書を確認したところ、「請求する行政文書の名称等」欄の記載から、審査請求人本人である特定個人から官房人事課のハラスメント窓口に対して特定事案に係る相談・問合せがあったことを前提として、それに関する処分庁の対応に係る文書の開示を求めるものであると認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が官房人事課のハラスメント窓口に対して特定事案について問合せを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものであると認められ、上記（１）の諮問庁の説明は否定し難い。

（３）本件存否情報は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、ハラスメント相談窓口に寄せられた相談・問合せについては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権の尊重の観点から、処分庁において公にしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。

当該諮問庁の説明は是認できるものであり、当該情報については、法５条１号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

（４）したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法５条１号の不開示情報を開示することになるため、法８条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第２の２において、官房人事課から、問合せ内容を

処分庁に伝達する旨の回答を得ていることから、文書の存否を明らかにしても個人の権利利益を害するものではない旨主張するが、法３条に規定されているとおり、開示請求制度は、何人に対しても、等しく開示請求を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されず、何人に対しても等しく開示・不開示の判断がされるものであることから、審査請求人の主張は、法に基づく開示請求制度の下では認めることができない。

４　付言

本件開示請求は、法３条の規定に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）７６条１項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、少なくともその一部は審査請求人本人に関する情報の開示を求めるものであることは明白である。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、開示請求書を受け付けた後、個情法に基づく請求を案内するといった対応はしていないとのことであった。

個情法に基づく請求であれば、請求の全てについて存否応答拒否がされるのではなく、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断し得る情報がある場合には、特定された情報の性格や内容に応じ開示・不開示の判断がされることが想定されるのであるから、処分庁は、個情法に基づく開示請求についても情報提供すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、必要に応じて適切な情報提供をするなど、的確な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙

１　本件請求文書

特定年月に私が国土交通省大臣官房人事課のハラスメント窓口に相談・問合せ「特定年特定事務所特定課の特定ハラスメント案件について」に関連する整備局内の報告書類や記録等、電子メール等も含む。「調査内容については個人情報なので回答できない」としても個人名や役職などの個人情報以外の、関係者への聴取やいつどこで行われたかや質問内容、過去の文書調査や「被害者」ケア対応のプロセスについては外部通報が貴局内で健全に機能しているかを知る上で開示は可能なものと考える。

２　本件対象文書

本件開示請求書の１．請求する行政文書の名称等に記載されている「特定年特定事務所特定課の特定ハラスメント案件について」に関連する整備局内の報告書類や記録等、電子メール等を含む。